

権利擁護の そうだんコーナー



今月のそうだん

高齢者を虐待から守るには…。
虐待されているのでは、と心配な方が近所にいます。

Q ご近所のAさん(80歳女性)は、これまでひとり暮らしだったのですが、数ヶ月前から、長男Bさんが実家に戻ってきて一緒に暮らし始めたようです。当初、Aさんは、長男が私のために同居してくれることになったと喜んでいましたが、最近、Aさんの自宅から、物が壊れる音やBさんの何かわめき散らすような怒鳴り声、Aさんの「ごめんなさい。ごめんなさい。」と謝る声が聞こえてきました。Aさんのことが心配です。

A 「虐待」という言葉が思い浮かんだのではないのでしょうか。最近、テレビや新聞で、子どもが親に虐待されて死傷した痛ましい事件を耳にすることが多いですが、高齢者に対する虐待も、高齢社会の進行に伴って増えています。今月号から数回に分けて、高齢者に対する虐待について取り上げたいと思います。

高齢者に対する虐待に関しては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(略称「高齢者虐待防止法」)があります。子どもに対する虐待、配偶者に対する虐待については、それぞれ児童虐待防止法が平成12年、DV防止法が平成13年に制定されましたが、高齢者虐待防止法は、ようやく平成17年に制定され平成18年4月から施行されています。なお、障害者虐待防止法は、今年10月1日から施行されたところです。

高齢者虐待防止法は、「虐待」について内容を定義した上で、虐待防止、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者の負担軽減のための支援等についての国・地方公共団体の責務、また国民の責務等を定めています。

まず、虐待の定義ですが、高齢者虐待防止法は、5つの類型の行為を虐待と定めています。①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待です。

Aさんは、長男Bさんから、暴行を受けている可能性、つまり身体的虐待を受けている可能性がありますし、酷い暴言を吐かれている可能性、つまり心理的虐待を受けている可能性もあります。

このような状況を見聞きした時、私たちはどうすべきでしょうか。次号で、この点についての高齢者虐待防止法の内容をご説明致します。

【くすのき法律事務所(神戸市) 弁護士 平野晃子】

このコーナーでは、皆さまからの
相談や質問を受付けています。

◎郵便、またはFAXで

・〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀300 宍粟市社会福祉協議会
・FAX 0790-72-8788

12月のやまさき子育てサロンは

クリスマス会!!

クリスマスソングを歌って、ケーキを
食べて、楽しく過ごしま
しょう。よい子のみんな
には、サンタさんからの
プレゼントもあるよ!
遊びに来てね!!



日時 12月21日(金)

午前10時～11時30分

場所 宍粟防災センター3階和室

参加費 ひとり50円(おやつ代)

申込み 山崎支部 電話62-5530

*事前に電話予約が必要です



◎結婚相談

宍粟防災センター
12月6日・20日(木)
午後1時30分～4時

※予約制となっています。
(山崎支部 62-5530)

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

お気軽にご相談ください。

常時、社協各支部の窓口
で、介護に関する相談や苦
情、福祉サービス等の相談
を受付けています。

◎心配ごと相談 (法律専門相談)

宍粟防災センター
11月30日(金)
12月7日・14日・21日(金)
午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

総合相談所のお知らせ

暮らしの相談・お困りごとは社協へ!